

職員の給与に関する条例の特例に関する条例案

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの、条例別表第3の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び条例別表第7の規定の適用を受ける職員の給料（条例第5条の3第1項の規定による給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）を除く。）の月額は、平成30年4月から平成33年3月までの各月分に限り、条例別表第1、別表第3及び別表第7の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- (1) 条例別表第7の規定の適用を受ける職員 100分の6.5
- (2) 条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（条例第5条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。）
100分の6.5
- (3) 条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び条例別表第3の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。） 100分の4.5
- (4) 再任用職員 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合
 - ア 条例別表第1備考(3)に規定する市規則で定める職員 100分の6.5
 - イ 条例別表第1の規定の適用を受ける職員でその職務の級が7級又は8級であるもの（アに掲げるものを除く。）及び条例別表第3の規定の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの 100分の2.5

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与（条例別表第7の規定の適用を受ける職員にあっては、第2号及び第4号を除く。）の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

- (1) 給料の調整額
- (2) 条例第11条の2第1項の規定による地域手当
- (3) 条例第13条第1項の規定による管理職手当及び条例第14条第1項の規定による特殊勤務手当
- (4) 条例第22条の規定による期末手当及び勤勉手当
- (5) 職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）第1条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

職員の給料月額の特例措置を講ずるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

職員の給与に関する条例（抄）

（給料表及び職務の級）

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 省 略

(3) 研究職給料表（別表第3）

(4)－(6) 省 略

(7) 指定職給料表（別表第7）

2－3 省 略